

様式第1号(第2条、第9条、第12条関係)

道路占用 許可申請書
協 議 書

新	更	変	第	号
規	新	更	年 月 日	

年 月 日

燕市長 様

申請人
住 所
氏 名 (印)
電 話()
代理人
住 所
氏 名 (印)
電 話()

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 します。
協 議

占用の目的			
占用の場所	路 線 名	市道 線	車道・歩道・その他
	場 所	燕市	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間	占用物件 の 構 造	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	工事实施 の 方 法	施工業者 住所 氏名 電話()
道路の 復旧方法			
備 考			

記載要領

- 1 許可申請 第32条 及び 許可を申請
協 議、 第35条 協 議 については、該当するものを○で囲むこ
と。
- 2

新	更	変
規	新	更

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前
の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 占用の場所欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、
基点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で
囲むこと。
- 4 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更
前のものを()書きすること。
- 5 「添付書類」の欄には、道路占用の場合、物件の構造等を明らかにした図面その他必
要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 6 工事の方法等は、燕市道路工事施行承認に係る承認基準と燕市宅地開発規則開発技術
基準に準じること。

道 路 占 用 許 可 書
回 答 書

第 号
年 月 日

左記 申請 協議 の道路占用について 次の条件を付して許可します。
次のとおり回答します。

燕市長

- 1 占用の面積(数量) _____
- 2 占 用 の 期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
- 3 工 事 の 期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
- 4 占 用 料 _____ 額 _____ 円(ただし、 年度分 _____ 円)
(1) この金額は期間中であっても変更することがある。
(2) 占用料は別に発行する納入通知書により、指定期限まで納入すること。
- 5 条件
別紙に掲げるとおりとする。

申 請 書 添 付 書 類

(該当数字を○で囲むこと。)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 位置図(占用場所を朱書きすること。) | 8 地下埋設物等の図面及び調書 |
| 2 公図の写し | 9 隣接の土地所有者等関係権利者の同意書 |
| 3 平面図 | 10 土地境界確認書等の写し |
| 4 横断面図、縦断面図、構造図 | 11 損害賠償責任負担調書 |
| 5 構造設計計算書 | 12 現地の現況を示す写真 |
| 6 事業計画概要書 | 13 その他市長が必要と認める書類 |
| 7 他法令の許認可書等写し | |

注) 更新の場合にあつては1のみ、変更の場合にあつては1と変更の理由書及び2から13
までで、変更事項に関するもののみとすることができる。

付記

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、燕市長に対して審査請求をすることができます。
また、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して1か月
以内に、新潟県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、次に掲げる場
合には、当該審査請求に対する裁決を経ることなく、再審査請求をすることができます。
(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分(この処分について、上記1の審査請求をした
ときは当該審査請求に対する裁決、上記1の再審査請求もしたときは当該再審査請求に対
する裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、燕市を被告(訴訟に
おいては燕市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所に処分の取消しの訴
えを提起することができます。

別記

条 件

- 1 占有期間中であっても市が必要を生じたときは、いつでも許可を取り消すことがある。この場合の原状回復に要する一切の費用は、占有者の負担において行うこと。
- 2 工事に着手しようとするときは、3日前(道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前)までに、着手届に道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。
- 3 占有に関する工事の着手又は完了後は直ちに届出書を提出すること。この場合工事完了届には、道路原形復旧等の作業写真を添えること。
- 4 工事着手については、隣接利害関係者に対して工事内容のPRを徹底すること。
- 5 占有物件は道路管理上、交通上及び公益上支障を生じないよう維持管理し、危険防止には特に注意すること。
- 6 占有目的、占有物件の構造、大きさ及び工事の実施方法等は、変更許可を受けた場合のほか、許可を受けた内容を厳守すること。
- 7 占有により市及び第三者に損害を与え又は紛争を生じたときは、損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 8 住所、氏名又は名称を変更したときは、速やかに届出すること。
- 9 占有権は、他人に譲渡若しくは賃貸し、又は担保その他私権の目的に供さないこと。
- 10 相続及び合併により占有権を承継した者は、速やかに申請すること。
- 11 許可書は、工事中携帯し、市係員の要求があったときは、直ちに提示すること。
- 12 当該占有に伴い、工事打ち合わせ会や現地立会いを実施した場合は、市の指示事項を厳守すること。
- 13 工事施行に当たっては、事故防止のため既設埋設物を必ず試掘等調査し、その関係機関へ連絡、協議及び立会いを求めて実施すること。
- 14 工事施行に当たっては、常に整理員を配して交通の円滑化に努力すること。また、工事案内板及び注意標識、防護柵を設け、特に夜間は赤色灯又は黄色灯を設置し、危険防止の万全を期すこと。
- 15 占有工事資材等が道路側溝、下水桝、下水道管へ流入しないよう十分注意すること。また、完了後は申請者の費用負担において上記施設の清掃を十分に行うこと。
- 16 路上及び歩道に工事用資材等を放置し歩行者の支障にならないように注意すること。
- 17 掘削延長は、その日のうちに埋め戻し得る程度の最小限に止めること。また、その日のうちに埋め戻しできない場合は、必ず鉄板等で覆工を行い交通に支障のないよう十分に措置を講ずること。
- 18 工事期間中、お祭り等行事がある場合には、工事場所や工事時間帯等がその妨げにならないように配慮すること。
- 19 占有工事のための交通制限をすることにより周囲の道路又は迂回路に損害を与えた場合は、申請者の費用負担で原形復旧すること。
- 20 工事期間中、降雪等により除雪が必要な場合には、申請者において工事現場の道路及

び迂回路の除雪を行うこと。

- 21 掘削工事完了後は直ちに路面復旧すること。
- 22 路面復旧工事は、事前に市係員の現場立会いを受けその指示により施行すること。
- 23 埋め戻土は、原則として山砂等を使用すること。
- 24 工事完了後2年以内に工事に起因して補修を要する状態になった場合には、申請者の費用負担において施行すること。ただし、2年を経過した後においても当該工事箇所の道路陥没等の原因が当該工事に起因していることが明確な場合には、完全復旧するまで手直し工事施工を命ずることがある。
- 25 占用工事又は占用物件に起因して街路樹が枯死又は生育不全となった場合はその責めを負うこと。
- 26 許可書に付した条件のほか、道路法(昭和27年法律第180号)、燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)、燕市道路占用料徴収条例施行規則(平成18年燕市規則第135号)及び燕市道路工事施行承認に係る承認基準を守ること。